

ギフチョウ・ヒメギフチョウ を守ろう！

今年もゴールデンウィークに入り 白馬村にも大勢の観光客のみなさんが白馬村に訪れることと思います。

白馬村は、ギフチョウ・ヒメギフチョウの両種が分布境界線上に位置している日本でも稀少な地域です。

生物学的にも貴重なギフチョウ・ヒメギフチョウは、昭和49年10月1日に村の文化財保護条例により天然記念物に指定され、捕獲を禁止しています。今年度も天然記念物の捕獲等について条例で10万円以下の罰金などの罰則が盛り込まれました。

無許可での採取をしている方を見かけましたら、白馬村教育委員会にご連絡をお願いします。



上 :イエローバンド

全体が黄色で縁取られているのが特徴。遺伝子の突然変異で発生する異常種。自然界で見られるのは珍しく、白馬村は他の地域より発生率が高い。



ミヤマアオイ(ギフチョウの食草)



ウスバサイシン(ヒメギフチョウの食草)

ギフチョウ・ヒメギフチョウの食草は、村内のいたるところで生育しています。ギフチョウ・ヒメギフチョウの生存に必要な食草につきましてもギフチョウ・ヒメギフチョウ同様に保護をお願いします。白馬村教育委員会では村内の住宅の建設など開発の際は近くに移植のお願いをしています。ご家庭の庭に食草であるミヤマアオイ・ウスバサイシンが発生している場合は食草分布調査を行いたいと考えていますので白馬村教育委員会にご連絡をお願いします。葉の裏に卵が産み付けてある可能性もありますのでご覧下さい。

研究や教育のために調査・捕獲をされたい方へ

研究や教育のため調査、捕獲をされたい方は現状変更申請という制度がありますので白馬村教育委員会までお問い合わせ下さい。

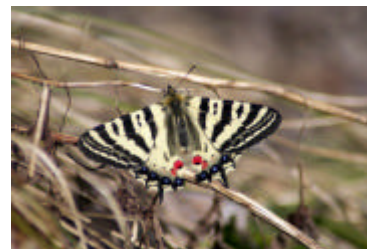
放蝶行為について

最近では他の市町村に白馬村からギフチョウを持ち込み、放すという放蝶行為の事例も報告があります。放蝶行為は村内の間での放蝶も禁止です。放蝶行為は生態系に影響を与える可能性がありますので決して行わないでください。

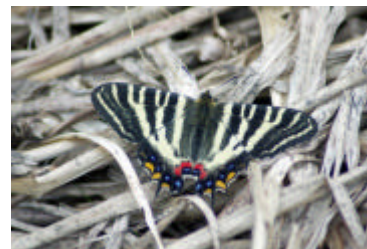
これからの白馬村のために

白馬村は観光地であり、蝶の愛好家の方が全て採集者というわけではありません。ギフチョウ・ヒメギフチョウや高山蝶を撮影にくる写真家の方もいらっしゃいます。

美しいギフチョウ・ヒメギフチョウを一人でも多くの方にご覧頂き、白馬村の財産として次の世代へ残せるようにみんなで保護していきましょう。



上 :ヒメギフチョウ



下 :ギフチョウ

白馬村教育委員会

電話 72 - 5000

FAX 72 - 7001

白馬村交番

電話 72 - 2009